

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

2009年度第2回通常理事会議事録

日時 2010年3月29日(月) 14:00~15:00

場所 (独)日本スポーツ振興センター 国立代々木競技場内 会議室

理事総数: 9名

出席者 理事: 板橋一太、上柳敏郎、岡崎助一、小幡純子、道垣内正人、野口美一、吉田秀博

監事: 川原貴、辻居幸一

事務局: 中須仁之、小川和茂、櫛田葉子

欠席者 理事: 荻原健司、佐藤直子

定款第30条3項の規定により、道垣内正人代表理事が議長をつとめ、2009年度第2回通常理事会が開会され、以下の通り審議された。

定足数の確認

議事に先立ち、定款第42条第1項に基づき、定足数の確認が行われた。7名の理事が出席であり、定足数が満されているため本理事会が成立することが確認された。

第1号議案: 一般維持会員規程採択決定の件

定款第51条3項の規定により、一般維持会員規程を、原案一部修正の上、全会一致で採択することを決定した。

【配布資料(1)(2)】

第2号議案: 日本女子プロゴルフ協会の入会(会費の決定を含む。)決定の件

定款51条3項、一般維持会員規程第2条3項及び同規程第3条1項に基づき、社団法人日本女子プロゴルフ協会の入会に関し、同協会の入会を認め、会費を100万円とすることを、全会一致で決定した。

【配布資料(2)(3)】

第3号議案: 日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則の決定の件

社団法人日本女子プロゴルフ協会の入会に伴い、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争規則を採択し、2010年3月1日に遡って施行することを、全会一致で決定した。

【配布資料(4)】

第4号議案: ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則改正の決定の件

CAS規則の改正に伴い、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則を一部改正し、2010年4月1日から施行することを、全会一致で決定した。

【配布資料(5)】

第5号議案: 2009年度中間事業報告及び決算報告の件

2009年度中間事業報告及び中間決算報告に基づき、2010年3月29日の時点における状況を確認するとともに、最終的な事業報告及び決算報告がこれらとほぼ変わらない場合には、定款第24条により、2010年度第1回定時評議員会において書面又は電磁的記録による同意の意思表示を求めることを決定した。

【配布資料（6）（7）】

第6号議案：2010年度事業計画案及び予算案の決定の件

2010年度事業計画案及び予算案を、全会一致で決定した。

【配布資料（7）（8）】

以上この議事録が正確であることを証するため、定款第45条の規定により議長（道垣内）及び出席していた監事（川原、辻居）は、次に記名押印する。

以上

配付資料

- （1） 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款及び諸規則
- （2） 一般維持会員規程（案）
- （3） 一般維持会員入会申込書（社団法人日本女子プロゴルフ協会）
- （4） 日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則（案）
- （5） 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の改正案
- （6） 2009年度中間事業報告（案）
- （7） 2009年度中間決算報告（案）及び2010年度予算（案）
- （8） 2010年度事業計画（案）
- （9） 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）からの提言

上記の通り相違ありません。

2010年6月25日

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長：道垣内 正人 /s/

監事：川原 貴 /s/

監事：辻居 幸一 /s/